

バス業におけるその他の起因物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	17～ 18	工場作業所内タイヤ置き場にてタイヤの整理を行っていたところ、左側に立てかけたつむりのホイル付タイヤが内側に倒れてきて、左足の甲に当たり受傷した。	62	100 ～ 299
1	9～ 10	バスの運行が終わり車庫へ戻り、清掃を行っている時地面が凍結しているのはわかっていたので気をつけていたが足を滑らせ、転倒して負傷した。	44	100 ～ 299
4	9～ 10	障害児の施設へ園児の登園の為マイクロバスを運転していたが、施設へ到着する直前に意識を失い、施設の壁面に衝突してしまった。乗務員の身体的異常が原因と思われる。	78	
4	13～ 14	スクールバスから身体の不自由な児童を抱えて降車する際に、ステップ上にてバランスを崩し、抱えていた児童を落とさないように庇うため、左膝で受け止めたところ児童の体重が膝にかかり負傷した。	57	100 ～ 299
5	9～ 10	被災運転士がバス停にて降車客扱い時、相手方（乗客）がICカードで料金を精算直後、左手拳でなぐりつけた。被災運転士と相手方は一切対話等はなく、相手方（精神障がい者）の発作のような状態であった。	56	100 ～ 299
7	21～ 22	バスの運転中、乗客の男性から行先について粗暴な態度で問いかけられ、信号で停車し、さらにやり取りするうちに、立腹した男性から大声で怒鳴られ、首元をわしづかみにされた。久社は、いわゆるギックリ腰的なショックで、首や腰に痛みが現れ、翌日に整形外科を受診し、急性腰痛症、腰部椎間板症と診断され、休業および治療が必要となった。	49	50 ～ 99

7	12～13	被災者はバスを運行中、電動車椅子のお客様を被災者と現認者の2人でバスに乗せようとし、現認者はバス車外から車椅子を押し、被災者はバス車内から車椅子を引き上げた。しかし、車椅子が思いのほか重く、力を入れて引き上げようとしたため負傷した。	43	30～49
9	22～23	夜、終点停留所到着後、車内にてお客様同士で怒鳴り合いと殴り合いが始まった為、止めに入った際に相手方一方より引っ張られたことにより、脱臼したものである。	29	100～299
9	19～20	路線バス運行中、乗客の一人が酒に酔い、車内にて他の乗客の迷惑となる行為（飲んだ酒の空き缶を投げる等）を行っていることが確認できた。その行為に対して、乗務員が途中のバス停で停車し、その男性に行為をやめるようマイクで注意したところ酒に酔った男性は乗務員席に詰め寄り殴りかかってきた。その時にもみ合いになり、首を痛め、足に打撲を負った。	47	100～299
12	13～14	当社洗車場にて、バスの洗車作業を行っていた際（単独作業）、門型洗車機による自動洗車を行っていた際に霧状の温水が発生し、これを吸い込んだものと思われる。（なお、車両の細部の洗車のため、手動で高圧洗車機を使用している。）通常は、洗車の水に人体に害を及ぼす細菌類は検出されていなかったが、新しい門型洗車機では、温水処理をしていたため、レジオネラ菌が基準値を超えて発生していたものと、保健所より指摘があった。その後、体調不良となり、肺炎が発生した。	58	100～299
12	19～20	路線バス運行中に車道を歩行する第三者を発見した。第三者は突然バス直前を走って横切った為、バスは急ブレーキをかけたが間に合わずクラクションを鳴らした。第三者は鳴らされたクラクションに逆上し、次のバス停（駅ロータリー内）まで追いかけてきて、停車しているバスの前の道路を進路妨害した。仕方なく降りて話をしようとしたところ、いきなり突き飛ばされ負傷した。	57	50～99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html